○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢天狗森四の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢猪ノ沢八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮城県登米市東和町米川字町裏一三一の一、字東綱木二二二、二二三、二四五の一、二四六の一、二四七、字中田一三〇、一三二の一、一三三の一、一三四の一、一三四の二、一三六の一、一三七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山一六八の一、一六九の一、一七二の一、一七二の二、大字岩戸字黒岳一九六〇の二、字塩井ノ字曽一九六二の一、一九六三の二、一九八四の二、一九八六の一、一九八六の二、一九八六の八、一九九九の二、字黒原五七七七の一、五七七七の二、日之影町大字見立字川の詰二三四六の一、二三五六の一、五ヶ瀬町大字三ヶ所字杉ノ平三八五〇の一、三九一八の一、字水之元五一四二の三、五一四三の一、字岩屋之迫五二二五の一、五二二五の二、字永野八九五〇の一、八九五四の一、字仁田ノ尾九八一四の一、九八一四の四、大字桑野内字猿渡四九六八の一、四九八四、五一一六、大字鞍岡字小仁田山四六四七の五、四六四七の六、字松ノ平四七二七の三〇、四七四二、えびの市大字大明司字脇ノ下一一五七の一・一一五九の一・一一六七・一一六八・字轟口一七二四の四・字山神原一七四三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字後川内二〇九五の一、大字大河平字水流一四二四の二、一四二四の五、一四二五の一、字椎木平二〇二四、大字浦字屋敷ノ内七一六、七一七の一

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中原山一六八の一・一六九の一・一七二の一・一七二の二・字黒岳一九六〇の二・字塩井ノ字曽一九六二の一・一九六三の二・一九八四の二・一九八六の八・一九九九の二・字黒原五七七七の一・五七七七の二・字川の詰二三四六の一・二三五六の一・字杉ノ平三八五〇の一・三九一八の一・字水之元五一四二の三・五一四三の一・字岩屋之迫五二二五の一・五二二五の二・字永野八九五〇の一・八九五四の一・字仁田ノ尾九八一四の一（以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。）、九八一四の四、字猿渡四九六八の一・四九八四・五一一六・字小仁田山四六四七の五・四六四七の六・字松ノ平四七二七の三〇・四七四二・字脇ノ下一一五七の一・一一五九の一・字後川内二〇九五の一・字水流一四二四の二・一四二四の五・一四二五の一・字椎木平二〇二四・字屋敷ノ内七一六・七一七の一（以上十六筆について、次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市庄内町一三一五七の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字中俣二二の四・二二の二七・二二の二八・二二の一六九・二二の一七九・二二の一八一・二二の一八五・二二の一八六・二二の二〇一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の二九、二二の三一、二二の一七一、二二の一七二、二二の一七七、二二の一七八、二二の一八〇、字東山ノ神七・八・二一の二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一の一、二一の二二から二一の二六まで

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中俣二二の二八・二二の二九・二二の一七七から二二の一七九まで・二二の一八六・字東山ノ神二一の二二・二一の二六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。